

令和5年2月8日

横須賀市長 上地克明 殿

要 請 書 (4)

参加団体（アイウエオ順）

いらない！原子力空母	市原 和彦
改憲・戦争阻止！大行進横須賀 事務局長	船木 明貴
神奈川ネットワーク運動・横須賀 代表	瀧川 君枝
神奈川平和運動センター	福田 護
かながわ平和憲法を守る会	共同代表 呉東 正彦
原子力空母の横須賀母港問題を考える市民の会	共同代表 呉東 正彦
原子力空母の母港化を阻止する三浦半島連絡会事務局長	新倉 泰雄
新日本婦人の会横須賀支部 支部長	井上 浩子
非核市民宣言運動ヨコスカ	新倉 裕史
ピースムーブ・ヨコスカ	中井美和子
すべての基地に「ノー」を・ファイト神奈川	木元 茂夫
三浦半島地区労センター 事務局長	小原 慎一
ユニオンヨコスカ	委員長 小島 武志
横須賀市東部漁業協同組合組合員	小松原哲也
横須賀市民9条の会	巴 ふ さ
よこすか非戦手帖	松本 麻里
横須賀平和委員会 会長	萩原 富子
ヨコスカ平和船団	鈴木 茂樹

米海軍横須賀基地の排水処理施設の有機フッ素化合物汚染問題につき、昨年12月15日、日本政府、横須賀市による米海軍横須賀基地への立入が実現しました。

しかし、排水処理施設の排水口からの排水の採取はできず、その周辺の海水のみの採取に止まり、リフトステーションの溜り水、汚泥のサンプリング、土壤のサンプリング等はできなかった点で、横須賀市の求めた調査が実現できなかったことは残念です。

そして11月1日のフィルター設置後、米海軍は月2回、排水処理施設のサンプリング調査をしているとのことです、5月から9月までの排水サンプリング調査結果は、きちんと約1～2月後に日本政府、神奈川県、横須賀市に提供されてきたのに、10月以降の排水サンプリング調査結果は、11月18日のサンプリングも含めて、4ヶ月以上全く明らかにされていません。

原因も明らかにならないまま、現在も排水は放出されたままで、これでは、誰の目から見ても、安心どころか、汚染隠しと疑われてもおかしくない状況です。

一方で、政府は昨年12月20日に、有機フッ素化合物4物質を、指定物質とする水質汚濁防止法施行令の改正を行い、暫定目標値を環境基準に格上げすることを検討しました。

そこで、私達は緊急に、以下の点を要請いたしますので、是非さらなる積極的な回答、行動をお願いいたします。

1、12月15日の立ち入りについての、国と市の立ち入った人の詳細、県が参加していなかった理由、立ち入って調査した内容の詳細、活性炭フィルターを含む排水の流れ、明らかになったことと、ならなかったことの詳細、市としての課題を説明して下さい。

2、速やかに、10月28日以降、今までの排水処理施設のサンプリング調査結果の公表を求めて下さい。

米海軍が、11月18日の米海軍のサンプリングによる調査結果が国の基準をクリア

しているというのであれば、そのデータを明らかにするよう求めて下さい。

3、横須賀市は、昨年10月28日以降、肝心のところで、排水処理施設のサンプリング調査結果が公表されなくなったことを、どう考えているのですか。このままでよしとするのですか。これでは、これまでに構築してきた市と米軍との事件事故通報体制が有名無実化してしまいます。

公表しない合理的理由の説明を求めるとともに、そうであるならば、市民の安全、安心のために、日米合同委員会の合意に基づいて、再度基地への立ち入りと、市による排水自身のサンプリング調査をさせるよう、強く求めて下さい。

4、米海軍は8月29日及び30日に22ヶ所のリフトステーションでサンプリングを行いましたが、この公表も求めて下さい。また、排水処理施設の汚泥のサンプリング調査等も求めて下さい。

環境分科委員会を含む日米合同委員会が次回開催され、これらが公表されるのはいつなのでしょうか。

5、米海軍横須賀基地の下水道排水システムは、雨水と排水の合流式なのですか、分流式なのですか、の確認を11月の要請で求めましたが、どうでしたか。

もし、分流式だとすると、土壤汚染の可能性もあるので、雨水→土壤→雨水路→直接海への汚染放出のおそれもあるので、雨水枠や雨水の海への排出口の排水のサンプリング調査も求めて下さい。

6、汚染除去用に使用されたフィルターの保管処分状況はどうなっているのでしょうか。

7、昨年5月の汚染確認から9ヶ月が経っていますが、全く汚染の原因が明らかにされておらず、これでは市民の不安は増すばかりです。

米海軍自体が司令部による調査報告書を作成中であることを私達も確認しています。いつ頃までに調査報告書が完成し、公表される予定なのかを、米海軍に直接確認して下さい。

8、上記各問題が明らかにならない以上、市民の懸念は深まるばかりです。

上記課題、さらに泡消火剤の過去の保管場所、訓練での使用場所等の確認、泡消火剤の撤去状況の確認、土壤調査等の実現のためにも、再度の立ち入り調査を速やかに求め下さい。

9、11月1日以降のフィルター設置後の排水サンプリング結果が、具体的に、安定的に国の基準値を下回っていることの確認がなされるまでは、排水処理場からの排水をしないよう、国と米海軍に求めて下さい。

またサンプリングを毎日行うことと、それによる排水の結果が今後基準超過の場合にも、同様の措置を求めて下さい。

10、米本国の環境保護庁の新しい基準によれば、PFOsは、0・02ng/l以下、PF OAは、0・004ng/l以下でなければならないとされており、米国自身が、日本と米国の環境基準の厳しい方に従うと約束しているところです。

またこの汚染は、これまで相当長期間にわたって大量の排水の中に含まれて排出されているので、周辺の海洋生物による食物連鎖によって濃縮されていけば、その魚介、海藻類を食べる県民の健康と安全に深刻な影響を及ぼしかねないからこそ、米国も日本も規制を強化しつつあるのです。

沖縄県や東京都多摩地区での市民団体の調査では、住民の血液中のPFA S濃度が、全国平均より高く、ドイツの目標値を上回っているとのことです。

従って今後市として周辺海域での海底土や海洋生物中のPFOsのサンプリング調査希望する市民の血中のPFA Sの濃度の検査等を実施することを具体化して下さい。